

マージン率等に係る情報提供

有限会社福島製函所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 5年度 (令和 5年 4月 ～ 令和 5年 6月))

1	派遣労働者数 (令和 5年 4月 1日付け)	20人
2	派遣先事業所数	1社
3	労働者派遣に関する料金の平均額 (令和 5年度)	1,503 円
4	派遣労働者の賃金の額の平均額 (令和 5年度)	1,384 円
5	マージン率 (令和 5年度)	7.90%
6	教育訓練に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業 TEL 0285-83-2897	入職・担当者・業務管理担当者・ 安全管理者・リーダー教育
7	その他の労働者派遣事業の 業務に関して参考となること	福利厚生に関する事項 定期健康診断